

主な構成

憲章・行動指針の策定（第1章）と
これまでの取組（第2章）

- ☆「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「行動指針」（平成19年12月策定）
- ・仕事と生活の調和が実現した社会の3つの姿
 - ①「就労による経済的自立が可能な社会」
 - ②「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」
 - ③「多様な働き方・生き方が選択できる社会」
- ・企業・働く者、国民、国、地方公共団体のそれぞれの取組を明らかにするとともに、2017（平成29）年までの数値目標を提示

仕事と生活の調和の実現に向けて、各主体で様々な取組が行われてきている。

- ☆企業、働く者の取組
 - 意識啓発のための周知・広報、労使協議体制の確立など
- ☆国民の取組
 - パパの育休体験記・意識調査結果の紹介
- ☆国の取組
 - 気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備など、労使をはじめとする国民の取組を促進・支援
- ☆地方公共団体の取組
 - 会議の設置等の枠組みづくり、セミナー、シンポジウムの開催、企業支援など

仕事と生活の調和の実現の状況（第3章）

- ☆長時間労働者比率の低下、フリーター数の減少など一定の改善が見られてきたが、経済・雇用情勢の急速な悪化により、非正規雇用に対するセーフティネットの強化などが課題として浮上。
- ☆年次有給休暇取得率や男性の育児休業取得率等の数値目標については、改善のテンポが緩慢なため、目標年度での数値目標達成に向けて一層の努力が必要。

※詳細は p2 ~ 4

数値目標について、「憲章」・「行動指針」策定時に比べ、14項目のうち、改善した指標は10項目、悪化したものは1項目、数値を更新できないものは3項目。

- ☆週労働時間60時間以上の雇用者の割合
10.8% (2006) ⇒ 10.0% (2008) (⇒2割減⇒半減)
- ☆フリーターの数
187万人 (2006) ⇒ 170万人 (2008)
(⇒ピーク時の3/4(162.8万人))
(⇒ピーク時の2/3に減少(144.7万人))
- ☆年次有給休暇取得率
46.6% (2006) ⇒ 47.7% (2007) (⇒60% ⇒完全取得)
- ☆男性の育児休業取得率
0.50% (2005) ⇒ 1.56% (2007) (⇒5% ⇒10%)
※数値は、行動指針策定時(2007年)⇒現状(⇒2012年の目標⇒2017年の目標)の順。

今後に向けた課題

- ☆企業による取組の実効性確保のための環境づくり
- ☆仕事と生活の調和に取り組む企業や人への支援
 - ・ノウハウ・好事例、専門家による助言の提供等
- ☆働くことによる経済的自立の実現
 - ・非正規労働者等の経済的自立支援とセーフティネットの拡充
 - ・若年者の就労・定着支援
 - ・最低賃金の引上げ
- ☆健康で豊かな生活のための時間の確保
 - ・仕事の進め方の効率化の促進
 - ・長時間労働の抑制
 - ・年次有給休暇の取得促進
- ☆多様な働き方・生き方を選択可能にすること
 - ・仕事と子育ての両立支援
 - ・地域活動への参加や自己啓発の促進

当面重点的に取り組むべき事項

- (主なもの) ※詳細は P5
- ☆父親の子育てへの関わりや子育て期間中の働き方の見直し促進 (改正育介法)
- ☆長時間労働の抑制 (改正労基法による時間外労働の割増賃金率の引上げ等)
- ☆企業の取組の見える化の促進 (改正次世代法)
- ☆仕事と生活の調和に取り組む企業への相談・助言、ノウハウ・事例の効果的提供
- ☆非正規労働者等の経済的自立支援とセーフティネットの拡充 (ジョブ・カード制度等)
- ☆若年者の就労・定着支援 (キャリア・コンサルティング、若年者等正規雇用化特別奨励金等)
- ☆いくつになっても働ける社会の実現 (高齢者の多様な働き方に対する支援の充実等)

など

取組の更なる展開に向けて（第4章）